

学会公益社団法人化の要諦とパブリックコメント

Outline and Public Comment on Public Interest Incorporated Association for the JGS

浅 岡 顕 (あさおか あきら)

(地盤工学会 会長
公益法人化推進委員会 委員長)

1. はじめに

平成20年12月1日をもって新公益法人制度が施行され、従来からあるすべての社団法人・財団法人はいったん特例民法法人となります。話題を社団法人に絞れば、その後は向こう5年以内に、一般社団法人となるか公益社団法人となるかのいずれかを選択しなければならず、地盤工学会もその例にもれません。

龍岡文夫前会長はすでに学会誌平成19年1月号で「地盤工学会も公益法人にならなければならない」と、その意義や必要性を述べられています。地盤工学会が積極的に公益法人へ向かう場合のメリット・デメリットは昨年11月号「公益法人化に向けて：会長からのメッセージ」でも述べたところですが、以下に再掲します。

■メリット

- (1) 学問分野、会員の社会的地位向上；社会的信用の維持
- (2) 公益性に基づく、従来の学会活動との整合
- (3) 組織を見直すことによる、学会活性化の機会
- (4) 税務上の優遇措置（公益法人）の享受
- (5) 税務上の優遇措置（寄附者）の享受

■デメリット

- (1) 公益認定基準による制約
- (2) 公益認定の取消しを受けた場合のリスク

以上から、メリットがデメリットをはるかに上回りますので、本学会としてはできるだけ早く態勢を整えて、行政庁に申請したいと考えています。

今年開かれました第50回通常総会で、北陸支部や関東支部に所属される会員より、公益法人化に対する学会の取り組みや今後のスケジュールについてご質問がありました。しかし、学会として具体的にどのように検討を進めるか、その時点で明確ではありませんでした。

そこで今期早々から、公益法人化推進委員会に定款／制度、財務／会計、中長期ビジョン関連という三つの主題についてWGを立ち上げ、鋭意検討を進めました。その過程で10月17日に各支部から運営・会計事務各1名ずつ学会へお越し願ひ、検討案の説明を行ってご質問・ご意見をいただきました。その一方、代議員への文書による説明と意見収集、本部役員による支部への説明会開催、なども行いました。支部運営組織や所属会員のご意見を伺う機会をいくつか持ちながら、本学会が来年度に公益法人を申請する準備が整ってまいりました。こ

うした経緯を経た原案を11月28日に開かれた本部支部懇談会の席上提示して、支部代表者の方々からご意見をいただきました。

公益法人化は学会が大きく変わる機会ですので、広く会員に素案をお示しし、会員から賜ったご意見も反映したいと思います。そこで、以下に1) 定款／制度、2) 財務／会計、3) 中長期ビジョン関連、という主題に沿った原案の概略を記します。それぞれの詳細は学会ウェブサイト <http://www.jiban.or.jp> に掲げますので、会員各位のご意見を上記サイトから、あるいはメール (jgs@jiban.or.jp)・郵便・FAX などにより 3月1日まで にお寄せください。

2. 定款／制度

定款は、地盤工学会での「日本国憲法」にあたるものであり、日常の活動では直接は意識しませんが、「一体何のために地盤工学会が存在するのか、どのような基本方針で活動するのか、基本的に組織はどうであるのか」などと定めた極めて重要なものです。

公益法人化に際しては、定款を大きく変更する必要があります。その骨子として、以下では第4条（目的）、第5条（事業）を説明いたします。公益法人認定等委員会から出されているモデル定款などに沿って修正を施した定款全文は学会ウェブサイトにありますので、是非縦覧していただきたいと思います。

（目的）

第4条 この法人は、地盤工学に関する学術および科学技術を振興する事業を行い、技術者の資質向上を通じて、社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために地盤工学に関する次の事業を行う。

- (1) 学術・科学技術の調査・資料収集とその提供
- (2) 学術・科学技術に関する研究発表会、講座、セミナー、展示会の開催
- (3) 優れた研究業績と技術的実践の奨励と表彰
- (4) 調査・研究の受託および技術指導
- (5) 基準の作成とその評価
- (6) 学術・科学技術の推進事業への助成
- (7) 技術開発・研究開発の推進
- (8) 体験活動の提供

- (9) 技術者資格の付与
- (10) 学術・科学技術の情報提供
- (11) 学術・科学技術の発展に資する事業への施設の貸与
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

公益法人は、一般社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49条）別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業（公益目的事業）を行うことを主たる目的としなければなりません。また、定款に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがあります。そこで、第4条（目的）にあっては、従来の会員向けの記述を一般向けに変更しました。さらに、第5条については、現在の学会事業を中長期ビジョンのもとに整理し、個々の公益性を吟味したうえで項目の記述を大幅に変更しました。

以上の過程で重要なことは、「学会が現在行っている事業のほとんどは公益目的である」のを確認したことです。このことが、本学会が新制度のもとで公益社団法人の移行認定に向かう最大の論拠です。

第4, 5条以外については、法人は正会員、特別会員を選択できること、代議員には学生会員も候補となりうることを、従来の会長、副会長は組織のうえでそれぞれ代表理事、業務執行理事となることが大きな変更点です。その他の修正は、内閣府公益認定等委員会¹⁾が作成した「移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内（ガイドダンス）」に沿ったものです。

3. 財務／会計

このような状況で、創立以来60年にわたって従来培ってきた当学会の財務／会計は、公益法人化に伴う新会計基準に変更していく必要があります。公益法人として、新基準における主たる遵守事項として、以下の3点があります。

- (1) 本部・支部会計を一体化した法人としての財務諸表の作成を行う。ただし、公益事業比率を50%以上確保することが必要とされている。
- (2) 公益目的事業が収支相償であると見込まれること。
- (3) 公益目的事業費相当額の1年間分を限度額とする遊休財産額とする。

(1)に関して、公益事業比率は収入ではなく、事業の実施比率で算出します。事業費（公益事業費＋収益事業費）および管理費の合計額の中で、公益目的事業に要する費用が50%以上を確保する必要があります。

また、新会計基準への移行に伴い、本部・支部を統合した法人全体の財務諸表の提出が必要となります。新会計基準では法人全体の財務諸表および附属明細書ならびに財産目録を作成し、会計区分ごとの情報は、貸借対照

表および正味財産増減計算書の内訳表として、それぞれに準じた様式で表示するものと整理されました。

(2)に関して、公益法人は、公益目的事業に係わる収入額が、その事業に必要な適正費用を償う額を超えてはならないとされています。この判定は、公益目的事業ごとの費用と収入の比較（第1段階）、次に公益事業全体の収支比較（第2段階）で行われます。ここで、収入が費用を上回っていても、将来の特定事業に繰入する場合や、公益的な資産の購入の資金に繰入する場合には、収支相償の基準を満たすとされています。

(3)に関する遊休財産は、法人の純資産の計上額の内、具体的な使途の決まっていない財産額を示します。この遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額を超えてはならないこととされています。これは、仮に法人の収入源が途絶えた場合でも1年程度は公益事業が実施できるように、特段の使途の定めがない財産を保有することを認めています。

この他に、公益社団法人は、寄附優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当することから、寄附を行う個人・法人に対しては優遇税制が適用されます。

なお、新会計基準は、平成20年12月1日以後開始する事業年度から実施するものとされています。また、公益法人化に伴い、課税対象は収益事業のみとなるために、当学会のように大半が公益事業と想定される場合には、大きな税制優遇を受ける事が可能となり、財務体質の改善にも貢献できると考えています。

4. 公益社団法人化に沿った中長期ビジョンの修正と今後のスケジュール

平成18年5月25日に地盤工学会中長期ビジョンを策定しました。学会の役割・活動領域として、A) 技術者の資質向上、B) 科学技術の進歩への貢献、C) 社会への貢献の三つの領域が確認されました。この中長期ビジョンを検討していたときは、公益社団法人化の動きは明確ではありませんでしたので、中長期ビジョンに公益社団法人化の考えは入っていません。そこで、公益社団法人化に沿った中長期ビジョンの修正が今後必要になります。

今後のスケジュールとして、会員各位から御意見をいただき本年5月の通常総会で、公益社団法人化について御審議していただく予定です。承認された暁には、本年秋頃に内閣府に申請する予定です。

末筆ながら、公益法人化原案策定に関し、特段のご助言・ご協力を賜りました、三木秀夫様（本学会顧問弁護士）、小川和洋様（本学会契約公認会計士）に厚く御礼申し上げます。

参 考 文 献

- 1) 内閣府公益認定等委員会：ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/picc/index.html>

（原稿受理 2008.11.28）